

平成29年6月22日
江東区こども未来部子育て支援課

保育専門部会の設置について

1. 保育所等の施設整備手続きについて

開設予定の8か月以上前	保育所設置事業者を選定
開設予定の6か月以上前	東京都に対して保育所計画承認申請 東京都児童福祉審議会で計画承認
開設予定の2か月以上前	東京都に対して保育所認可申請書を提出 担当者による現地立合い
開設予定の前月	東京都児童福祉審議会で設置認可・確認に関する 協議の承認

2. 専門部会の設置と事務の委任

これらの手続きについては、保育施設の設置事業者から申請協議がある都度、対応する必要があることから、機動的に運営できる専門部会を設置して、審査・意見を作成して手続きを進めることが必要となっている。

部会で処理した事務については、直近のこども・子育て会議に報告を受けるとし、以下の事務の処理を保育専門部会に委任する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して意見を述べること。
- (3) 認可外保育施設の前記施設への移行に関して意見を述べること。
- (4) 江東区こども・子育て会議の会長が必要と認める事項。

3. 専門部会構成員について

専門部会の構成員については、江東区こども・子育て会議の会長が指名した者をもって充てる。